

12月3日(火)～9日(月)は障害者週間

◆作品の展示・販売

市では昨年に引き続き、今年も市内事業所などで製作した作品の展示と販売を行います。ぜひお越しください。

展示＝12月2日(月)～6日(金)午前8時30分～午後5時、販売＝12月2日(月)～6日(金)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

※事業所の状況によって、販売していない時間帯もございます。

場いずれも市役所本庁舎1階市民交流スペース

問障害福祉課障害福祉係 ☎042-497-2073



マイナ保険証 をご利用ください

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降は現行の健康保険被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする制度へ移行します。

問国民健康保険＝保険年金課国保係 ☎042-497-2047

後期高齢者医療制度＝保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

【受付時間】平日＝午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日＝午前9時30分～午後5時30分

マイナ保険証のメリット

①医療情報の共有化でより良い医療が受けられます

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤、診療情報が医師などと共有でき、より適切な医療が受けられます。また、救急搬送時に救急隊がマイナ保険証を活用することで傷病者の病歴や薬剤情報を把握でき、適切な応急措置につながる効果が期待されています。

②限度額適用認定証等の準備が不要になります

従来は医療費の窓口支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために、限度額適用認定証等を保険者へ交付申請する必要がありましたが、マイナ保険証で受診することで、限度額認定証等がなくても限度額を超える支払いが免除されます。

③確定申告時に医療費控除の入力が簡単にできます

マイナポータルからe-Taxに連携することで、マイナポータルの中で医療費通知情報の管理が可能となり、データを自動入力することができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



国税庁ホームページ

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、以下の手続きが必要です。

ステップ1 マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ・オンラインで申請する(パソコン・スマートフォンから)
- ・郵便で申請する
- ・まちなかの証明写真機から申請する



ステップ2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ・医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ・「マイナポータル」から行う
- ・セブン銀行ATMから行う



ステップ3 医療機関・薬局でマイナンバーカード用いて受付

■受付手順

- ①顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②本人認証を行う(顔認証・暗証番号)
- ③各種情報提供の同意選択をする



まちづくり応援寄附をされた方への返礼品を拡充

市では、まちづくり応援寄附金(ふるさと納税)にご協力いただいた市外在住の方へ、金額に応じて返礼品を発送しています。物品に加え、体験型の返礼品を追加しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。返礼品募集の条件などは市ホームページまた下記までお問合せください。

問産業振興課商工係 ☎042-497-3187



詳しくはこちら

返礼品	事業者
似顔絵付きお野菜畑のヨーグルトクリームケーキ(ホール4,5,6号対応)	おやつのかみちChemin
アイシースーパー堆肥1号 約20kg	株式会社グリーンハーモニー
アルブル特別コース レストランでのお食事(フルコース) 2時間	カジュアルフレンチ アルブル
チミチュリソースの詰合せ(3本)	Y's Foods
人生私写真(所要時間60分)	makiphotobird
清瀬駅開業100周年記念グッズ(アクリルスタンド、レトロサボボールチェーンなど。グッズの組み合わせの詳細は市ホームページをご覧ください)	清瀬市

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎12月18日(水)・19日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 ☎12月22日(日)午前9時～午後4時

きよせ・チルドレンファーストチケット申請受付中

きよせニンニンポイントアプリをダウンロードし、申請いただくとデジタル商品券が付与されます。デジタル商品券は右記ポスターのある市内商店や子育てサービス事業所等でご利用できます。

問市内在住の未就学児(平成30年4月2日～令和7年4月1日生まれの方)と同一世帯の保護者【申請方法】きよせニンニンポイントアプリ上の「おしらせ」より申請【付与金額】児童1人につき1万円分のデジタル商品券

【申請期間】受付中～令和7年5月31日まで

【利用期限】令和7年7月31日まで 問チケットに関する問合せ＝子ども家庭支援センター ☎042-495-7701、アプリに関する問合せ＝清瀬商工会 ☎042-491-6648



詳しくはこちら

■土曜納税・納税相談 ☎12月14日(土)午前9時～正午
場いずれも市役所徴収課窓口 問徴収課徴収係 ☎042-497-2045